埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

日本教職員組合の平和運動と朝鮮戦争

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): Japan Teachers' Union(JTU), peace movement, Korean War 作成者: 布村, 育子 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1558

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

日本教職員組合の平和運動と朝鮮戦争

The Japan Teachers' Union Peace Movement and the Korean War

布　村　育　子
NUNOMURA, Ikuko

This study identifies the period from of the Japan Teachers' Union (hereafter JTU) 7th Ordinary Congress (May 1950) till the fall of 1950 as the period during which the JTU peace movement experienced a setback. This setback is examined on the basis of discussions within JTU's Central Executive Committee.

At the 7th Ordinary Congress, JTU upheld "development of the peace movement" as its policy. When the Korean War broke out, however, JTU lacked sufficient power to put this policy into action. The content of the "Peace Statement" (in July) was vague and the "Peace Petition" (August to October) was a failure. To transform this situation, it was necessary for the Japan Socialist Party and General Council of Trade Unions of Japan (Sohyo) to change their stance sharply toward the peace movement as the Korean War advanced. Within JTU, a change was also needed in the awareness of the members toward the significance of the peace movement initiative. It was not until 1951 that a substantial change occurred in these points.

はじめに

日本教職員組合（以下、日教組）が1951年に平和四原則を掲げ、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、平和運動と平和教育を強力に推し進めていったことは周知のとおりだが、そこに至る前の時期の研究はほとんどなされていない[1)]。日教組は、第７回定期大会（1950年５月１日－３日、以下、琴平大会）で、他の単産に先駆けて、いち早く平和運動の理念を掲げた。しかし、その後1951年初めまで、有効な平和運動を充分に展開することができなかった。そこにはどういう情勢や事情があったのか。本稿は、琴平大会以後、1950年秋までを、日教組の平和運動の模索の時期と捉え、その模索をとりまく事情を、日教組が所蔵する中央執行委員会の会議（以下、中執会議）である「中執会議記録」や中央執行委員会内で配布されたプリント等を検討して、内部の議論をもとに考察する。

この時期、『日教組十年史』における日教組の平和運動に関する記述を見ると、次のようである。琴平大会では、運動方針「五．平和運動の展開」において、「１．民主主義的諸権利の確保、２．軍事基地化反対、３．民族の独立、４．全面講和即時締結、５．平和教育の

キーワード：日本教職員組合、平和運動、朝鮮戦争
Keywords　：Japan Teachers' Union(JTU), peace movement, Korean War

徹底」が「当面の目標」として決定された。しかし日教組中央執行委員会は、平和運動をどう進めて行くのか、といった具体的な方針をまだ決めていなかった。日教組中央執行委員会が議論の末に着手したのは、「平和声明」の草案を作成して第16回中央委員会（７月８日－10日）に提示し決定したことと、８月２日に岡三郎委員長の名で各単組に対して、①平和署名運動、②平和祭の実施、③平和声明書の宣伝活用、の３つの項目を平和運動として指示（指示第五号）したことであった[2)]。

しかしその運動は、充分な成果をあげることができなかった。その背景には朝鮮戦争の勃発があった。『日教組十年史』では、「一九五〇年六月二五日勃発した朝鮮戦争は、平和憲法と日教組の平和運動にとって、重大な試練であった。なぜならば戦争勃発によって平和運動は次第に弾圧され、平和は禁句となるような情勢で、平和を口にすることはそれ自身一つの闘争となったからである」とされ、組織をあげて取り組むはずの平和署名については、「平和運動に対する弾圧がはげしくなった当時の状況を反映して、必ずしも活発には行われなかった」と書かれている[3)]。ただし、その状況は詳述されてない。この時期の日教組の運動の展開を別の角度から整理している新井恒易『日教組運動史』においても平和声明書の内容を少し紹介しているだけで、同年夏から秋にかけての日教組の平和運動の取り組みには全く言及されていない[4)]。

1951年から始まる日教組の平和運動の盛り上がりを考察するためには、その前年の運動がなぜ低調に終わったのかを明らかにする必要がある。「平和は禁句となるような情勢」とはどういう情勢で、日教組はどういう経緯で／なぜこの時期に効果的な平和運動を組織することができなかったのだろうか。日教組の所蔵史料を用いてこれを見ていくのが、本稿の目的である。

１．情勢

（１）講和問題をめぐる動き

本稿に関わって特に押さえておきたい1950年半ばの情勢は、以下の二点である。第一に、講和をめぐる動きが進みつつあり、平和運動に関わる論点が「全面講和か単独講和か」という争点として作られつつあったということである。講和をめぐる外交レベルの動きでは、講和条約の予備協議が始まりつつあった。50年５月にトルーマンはダレスを正式に対日講和担当に任命した。ダレスは６月21日に来日し、対日講和条約締結が可能かどうかの情報収集のために、多くの要人と会見し、講和の形式と時期を探った[5)]。正式な協議が始まるのは翌51年１月だった。

講和をめぐる日本国内での議論のレベルでは、全面講和か単独講和かの対立が深まっていた。49年11月に米国国務省が対日条約の起草を準備していることが報じられ、全面講和か単独講和かという議論が日本国内で盛んになされるようになっていた。吉田茂首相は、49年11月11日の国会答弁で、「少数国との講和でもそれが全面講和に導く途である場合にはこれに応ずべきだと考える」と単独講和も容認する発言をしていた（『朝日新聞』1949年11月12日）。それに対してすべての野党は全面講和論の立場から政府を批判した。共産党以外の野党は「平和・永世中立・全面講和」を求める共同声明を50年４月26日に発表した（『朝日新聞』1950年４月27日）。

第二に、1950年６月25日に勃発した朝鮮戦争が講和問題に関する考え方に大きな影響を

与えた。開戦直後には「単独講和は日本を戦争に巻き込む」という議論も生んだが、９月15日の国連軍の仁川上陸、10月の中国人民義勇軍の参戦と、戦局はめまぐるしく展開していく中、ソ連や中国を含んだ全面講和を困難と感じ、単独講和を容認する声が強まっていった[6]。1949年11月21日の毎日新聞の調査では全面講和に賛成が33％、単独講和に賛成が45.2％であったが、1950年11月15日の朝日新聞の調査では全面講和賛成が21.4％、単独講和に賛成が45.6％となり[7]、世論は単独講和に傾斜して行く状況があった。

（２）朝鮮戦争と平和運動

早くから平和運動に力を入れてきていた日本共産党だけではなく、1950年夏のこの時期までには、全面講和問題を契機に、日本社会党（以下、社会党）や日本労働組合総評議会（以下、総評）も平和問題への姿勢を明確にするようになってきていた。社会党は1949年12月の中央執行委員会において、平和（講和）三原則と呼ばれることになる方針を決めていた[8]。総評も50年３月の結成準備大会の綱領に「全面講和の促進」を掲げていた。７月11日の結成大会に掲げられた「当面の行動綱領」案では、第一九項目で、次のように謳っていた。「われわれは全面講和の締結を促進し、自由と平等の保障される日本のすみやかな独立達成のため闘う」[9]。

しかしながら、具体的な平和運動への取り組みは、共産党系の諸団体の運動や、一部労組の青年部・婦人部の活動などを除くと、まだ全体としては低調だった。総評の結成大会では、上に述べた「当面の行動綱領」案第19項について、日教組の代議員が「強力な平和運動を展開し」という一句を入れるという修正案を提案したが、その提案は賛成少数で否決された（『日教組教育新聞』1950年７月20日）。

共産党系の平和運動は、この時期、平和擁護世界大会委員会が提起したストックホルム・アピール（1950年３月19日）の平和投票、すなわち署名運動を軸に展開していた。「平和を守る会」の主導の下、同年５月から「原子兵器の禁止」の一点にしぼった平和投票を展開、共産党系の執行部が運営していた全国労働組合連絡協議会（全労連）もこの運動に積極的に関与していった[10]。「署名の数は、七月末一七〇万、八月末二五〇万、九月三六〇万と日を追って増加し、…（中略）…最終的には六四五万五〇〇九票を数え」るに至った[11]。

しかしながら、朝鮮戦争の勃発は、平和運動の広がりに大きな制約を与えることになった。それまで平和運動の主要な担い手であった日本共産党は、６月６日に中央委員24名が公職から追放され、さらに開戦の翌日26日には、『アカハタ』の発刊が停止された。民主主義擁護同盟（民擁同）も活動が困難になり、８月21日の常任委員会で解散を決めた[12]。また、８月30日にはGHQが全労連に解散指令を出し、役員12人の追放を指令した[13]。共産党系の諸団体はこうした大きな打撃を受ける中で、ストックホルム・アピール署名運動を展開していった。

このように、朝鮮戦争の勃発直後の時期は東西間の緊張が高まり、共産党の平和運動だけではなく社会党や総評も、平和への関心を示すようになってきていた。しかし、同時に、「平和」を訴える活動全般が、安易に共産党の反政府活動と結び付けられたり、占領統治への懸念材料として活動を制限されたりしていった時期でもあった。

２．平和声明の起草

このような中で、日教組は「平和声明」の草案に着手するのであるが、そこにはどのような議論があったのだろうか。本節では、平和声明の草案過程を見ていく。

そもそも平和声明を発表することになったのは、琴平大会の最終日（５月３日）の議論が発端だった[14]。大学高専部が４月30日の総会で決定した「講和問題に関する声明書」の趣旨を、日教組の大会でも確認してほしいという提案をし、声明書の内容に対して批判が出され[15]、その結果、「講和問題声明の件は趣旨には賛成、中執で文章を起案して出すことに決定」となった。

大会後の中央執行委員会は、声明の起草に着手した。日教組所蔵史料によれば、この件が中執会議の議題となったのは、６月９日と26日、７月４日と７日の４回であった[16]。そのうち、本格的な審議は、７月４日に提案された和田敬久（福島）案（以下、和田案）と、７月７日にその修正案として出された東谷敏雄（大阪）案（以下、東谷案）をめぐるものだった。

まずは、和田案をめぐる７月４日の議論をみていく[17]。和田案には、以下の三つのポイントがあった。第一に、朝鮮戦争を「内戦」と捉え、不介入の立場を声明書に書き込むべきと主張していた。第二に、「内戦」であるがゆえに、吉田首相のアメリカへの協力は「干渉」であり、反対すべきと主張していた。第三に、日本がアメリカの戦略上の軍事基地となっている「印象」を書き、それに反対することを主張していた。和田は共産党系の中執ではなかったが、彼の案は当時の共産党の朝鮮戦争のとらえ方（内戦、反米）に近く、また、具体的な反対行動を提起する点に力点が置かれたものだった[18]。

審議がはじまると、次のような慎重な意見が出た。「南北戦がある時、軍事基地化を反対することは、アメリカが日本から撤退せよ、アメリカの干渉を否定せよということでないか。もしそうなら微妙なことがおきる。」（江口泰助・長崎）、「どうしても出すのなら、靴の上から足をかくようなことしか書けない。それでいけないなら国連保障からポ〔ツダム〕政令迄、検討すべきで、今、我々が反対しても回避できるかどうか」（坂尾徳太郎・徳島）。しかし、和田は、「アメリカの干渉はいかんと率直にいいたい。はっきり出すことは出来なくても、民族の気持ちと思う」として意見を変えなかった。長い審議の末、「多少の字句修正」をすることとし、この日は和田案が「一応決定」となった。

７月７日は、予定では「多少の字句修正」のための審議のはずだったが、東谷敏雄が４日の決定を「挑発にのったようなもの」「内容に我々の気持ちを出すことはいらない」という理由をつけて修正案を提案した[19]。

実は、社会党は７月５日の中央執行委員会で、「朝鮮問題と社会党の態度」を決定していた[20]。そこには、朝鮮戦争の原因を「北鮮人民共和国が武力に訴えて朝鮮統一を敢行せんとした」とし、「国連による法と秩序の維持を精神的に支持する」と表明した上で、政府の態度を「好んで国際紛争に介入せんとするものであって、わが憲法の精神と日本のおかれた環境からみて不謹慎とだんぜざるをえない」としていた[21]。

７日の審議では、安井真造（京都）が東谷の案を「一貫して社会党のようである」と批判した。確かに、東谷は社会党の態度決定を

参照して修正案を作成したのかもしれない。東谷案のポイントは、第一に、朝鮮戦争については、「内紛」か否かに言及しない、第二に吉田内閣の朝鮮への介入を、「日本国憲法の大原則」を根拠に批判する、第三に、軍事基地については現在の「印象」には触れないこととし、講和後の軍事基地の提供には「断乎反対」するというものであった。和田は「曖昧なもの」と批判したが、本来なら和田案を支持したであろうはずの共産党系の中執（安井真造・京都、森行雄・高知）は東谷修正案の審議の仕方への不満を述べる程度にとどまった。

東谷案の審議の結果、和田案よりも抑制的な平和声明が、「賛［成］14　反［対］6」で決定し、第16回中央委員会に提案する「議案」として決定した[22]。

3．第16回中央委員会での「平和声明」の提案

第16回中央委員会では、初日（7月8日）の一号議案「当面の諸情勢化におけるわれわれの任務」の審議の際に、朝鮮戦争のとらえ方がまず問題になった。福島県の河合中央委員より「朝鮮問題について、中執は本質的にこれを国内動乱と見ておるか、国際紛争と考えておるか明確に聞きたい」との質問があり、今村副委員長は、「われわれはあの半島の中で朝鮮民族が国際的二大勢力の立場から斗っておるというふうに把握しております」と答えた[23]。

このような質疑があったためか、翌9日の平和声明の審議[24]では、大西正道副委員長（青森）からの声明案の提案に対して、朝鮮戦争の原因等に関わる質問はなく、和田案のように「内戦」であるというような意見は出なかった。

いくつかの語句の修整と加除の議論の後、平和声明は、一部修正を含んで「挙手者多数」で決定された。しかし、審議はそれで終わらなかった。採決後に、平和運動の行動計画が決まっていないという点が、議論の俎上にあがった。

実はこの件も前日（8日）の一号議案の審議の際に話題になっていた[25]。新潟から、「平和運動の具体的展開についてどう考えているのか」という質問があり、今村副委員長は、「平和問題に関しましては、全面講和の促進ということをもっとやれという御意見のように伺っておきます。全面講和と平和を守るということについては、われわれと共同斗争をなし得る各団体の大会その他に協力に持込み、又日常斗争においても国際的にも全面講和を世界に大きく主張したいと考えております」という答弁をしたものの、結局何も計画されていないという点が問題になった。新潟の中央委員は、平和運動の行動のひとつとして「平和投票」を日教組で行うため、「われわれの任務」の中に「ストックホルム・アピール即時実施」を挿入しろという修正案を提案した。

この提案に対しては、「ストックホルム・アピールというのは、耳新しい言葉であるが、これの性格について説明して頂かないと、これに対する賛否が出来ない」（石川県）といった意見、「新潟の提案に賛成する。平和投票は六十三国で参加してやっておることで、中央委員 で総括してやるべきだと思う」（秋田県）という賛成意見、「具体的に平和投票というような特定の考え方に対しては反対いたします」（香川）という反対意見がでて紛糾をした。最後には「この問題は新潟の提案とはいいながら、非常に微妙な客観的な国際情勢

の下にあるので、慎重に討議すべきと思う。幸いに議事の五番に平和声明ということがあるから、できることならその際改めて提案して貰いたい」（栃木）との意見が出て、挙手者多数でこの提案は先のばしになった。

前日のこの経緯を踏まえ、９日の「平和声明」案をめぐる審議の際に、新潟県（武藤清風）が再度、上述した修正案を附帯決議とするよう提案した。審議ではこの件がとりあげられ、以下の賛否二つの意見が出て、採決が行われた[26]。

「新潟の武藤さんの御提案については一応の敬意を表するものでございますが、伺っておると論理的の繋がりがぼやけておるように思います。武藤さんの提案は琴平大会の決定前のことである。この企画、立案は中斗の極く当たり前の責任である。そこでわれわれは中斗を信任するが故に具体的な実践についてはどれから先にやるかというようなことを一つだけ取り出すというような軽率の態度はとりたくない。かかる意味でこの提案に反対する」（広島）。

「新潟の提案に賛成する。すでに平和声明は決定された。その具体的な裏打ちとなる平和署名運動が有効なものであるということはすでに世界的に数億の平和投票となって表れておる。これを中央委員会の決定によって進めることを希望し賛成する」（富山）。

意見が出たところで議長が採決をとった。採決の結果、「新潟提案に反対九十九、賛成二十六」で、「平和投票」は行わないという結果になった。すなわち、第16回中央委員会では、平和声明の原案は一部修正を含んで「挙手者多数」で決定したものの、平和運動を具体的な運動として実践するための手立ては示されず、中央委員会でも決定しなかった。実践のひとつの方法として提案されたストックホルム・アピールの「平和投票」も、中央委員の多数の反対で実施しないことに決まったのだった。

吉川勇一 によれば、ストックホルム・アピールの署名運動は、朝鮮戦争下の唯一の大衆運動として評価されうる面もあるが、日本におけるこの運動は、民主主義擁護同盟が中心となって発足した「平和を守る会」が担っており、共産党色の強い運動だった[27]。朝鮮戦争勃発前後に行われた共産党への弾圧を知る中央委員の多くは、これに関わることの危うさを懸念したといえよう。

４．平和運動の指示とその挫折

５月の琴平大会で「平和運動の展開」が決定されていたため、中央執行委員会は、平和声明のほかに何をするかを提示する必要が残されていた。中央執行委員会では、７月31日に、平和運動を具体的に行っていくための方策が議論された。審議には、教文部案（峰村案）と、共産党系の中執、森行雄が提案した「森私案」が資料として配布され、それをもとに審議が行われた[28]。

教文部案[29]は、「第二次世界大戦の追憶」「講和に対し何を望むか」「日本の民族運動のありかたについて」というテーマで作文コンクールを行うという案であった。森私案[30]は、平和声明の宣伝と、ストックホルム・アピールを内容とする「平和投票」を行うという案であった。その他に、審議の最中に和田敬久が口頭で新たな案を出した。和田の案は、日教組独自の「平和署名運動を全国的に行う」、「８月15日を期して記念行事をする」という案であった。和田が提案した署名運動の提案は、「ストックホルム・アピールとかを表面に

することは反対」で、「平和嘆願署名運動」で「宛先はマ〔ッカーサー〕元帥でもいい」というものだった。

和田のこの提案は、実は日教組の婦人部や青年部のほうで先に作られていたものであった[31]。婦人部は全国の代表者を集めた７月７日の日教組婦人部委員会で、「平和運動の展開」の具体的行動として「署名運動」を行うことを決め、その提案が中央執行委員会預かりになっていた[32]。青年部も署名運動に取り組むことを７月28日までには決定していた[33]。和田はこの婦人部・青年部の決定をふまえて、それを中央執行委員会に提案したのだった。

森案のストックホルム・アピールの「平和投票」は、中央委員会で否決されていると促す議長の言葉のあとに採決がとられ、賛成２、反対多数で否決された。教文部案のコンクールは、少し修正がなされたものの、各単組の記念行事の中で行うという趣旨で決定された。婦人・青年部―和田案の「平和署名運動」は、「平和声明にそくして」行うことを強調し、賛成多数で決定された。「平和投票」とは異なる日教組単独の独自署名である。「記念行事」は、教文部、婦人部、青年部で具体案を出すことになった。

この日の決定を受けて、８月２日、岡三郎委員長名で「平和運動展開に関する件」が、「指示第五号」として発せられた[34]。各単組に指示された三項目は「平和署名運動の展開」「平和祭の実施」「平和声明書の宣伝活用」であった。平和署名の内容は、「戦争はいやです／みんなして力をあわせて／日本の平和をまもりませう」という短い主文に、10行ほどの平和尊重の趣旨文がつけられたものであった。

では、この指示第五号を、各単組はどのように受けとめたのであろうか。先述したとおり、『日教組十年史』は、平和署名運動を、「勢力を集中できず、行ったところでもかならずしも成果を収め得なかった」と書いていた。運動は広がらなかったのである。

指示第五号が発せられた６日後の８月８日、中央執行委員会では、婦人部・青年部が主催する平和祭に関する審議がもたれていた。審議を終えたところで、動議が発せられた。それは、平和署名運動ができないため、どのように措置するのかというものだった。以下は、そのやりとりである[35]。

動議　指示第５号について、／中国ブロックとして平和署名運動は圧迫があり、できないというし、２、３の人にもきいた。どのように措置するか。左派のストックホルムのものと一緒になっている。広島県で平和祭をしようとしたが、むづかしい。

議長　出して取り下げることもできない。

安井　街頭でしているのがやられているのでないか、個別的にするなどおさえられないのでないか。家族とかやらせたらどうか。

議長　下がうけつけない。

魚谷　趣旨には反対でないが、時期にはまづいので、動けないという。

大原伴　実際やらないと思う。趣旨を尊重して

土橋　指示の権威より、確認すれば、方々［＝法］によってはできるというなら権威はなくなる。

安井　やれるよう努力するのだ。

議長　第５の指示は撤回はできない。実情にそくして趣旨を尊重するようにしてもらいたい。

異議なし。

魚谷　文章ではまづいので、オルグに行ったとき説明してやれるようにしたいと思う

つまり、中国ブロックから報告されたのは、指示第五号を受けて動こうとしたら、「圧迫」があるということ、また、下部ではストックホルム・アピールの署名と混同される状況があるということだった。議長（岡委員長）は、いまさら指示は撤回できないから、「実情にそくして趣旨を尊重するように、してもらいたい」という曖昧な対応方針を立てて、その場をまとめた[36]。

ただし、こうした状況は中国ブロックだけのことではなかったようである。全国の他の多くの単組でも平和署名運動は活発に行われなかった。資料１は、教文部がまとめた「平和署名運動状況調査一覧表」[37] を本稿が転載した表である。

これによれば、９月15日段階で平和署名を実施していた単組は、秋田と高知のみだった。右側の記述欄を読むと、その高知も「一部実施、全般的に行きなやみとなる」という状況だった。「否決」「保留」に〇をつけた単組では、「情勢」「状況」により実施できていないという記述があった。中央委員会で平和署名運動を積極的に要請していた新潟でさえ、記述欄に「時期に非ず　ストックフォルム（ママ）アピールを提案す」と記されている。ただし、新潟県教組の年史をみると、結局実施には至らなかったようである。新潟では1950年８月10日と11日の委員会で「平和運動実施事項に関する件」が提案され、その実施要綱のひとつに「平和投票（ストックホルムアッピール（ママ））を実施する」が確かに提案されていた。しかし審議では、「現在の日本は、連合国に管理されていることを忘れ、Sアッピール（ママ）の原爆禁止をうたっているのは、時期尚早である」とする反対意見が出て、原案賛成31票、反対51票で否決された[38]。

さらに資料１の例えば宮城県の記述欄からは、この時期、平和署名運動の他に、ストックホルム・アピールの「平和投票」と「教育財政確立署名運動」との、二つの署名運動が並行して行われていたことがわかる。「教育財政確立署名運動」とは、第16回中央委員会の第二号議案として決定した「教育財政確立二千万署名運動」のことである。この署名運動は、11月27日の中央執行委員会で「12月１日各県代表が集合して国会に出す[39] とされているように、ほぼ滞りなく集められたようであった[40]。すなわち、自分たちが進める財政要求署名や、外部の人たちが進めていたストックホルム・アピール署名が進んでいた中で、日教組中央が独自に指示を出した「平和署名運動」の取り組みには、各単組では二の足を踏んでいたということになるだろう。

10月13日、中央執行委員会では、この調査結果をどう処理するかという審議がなされた[41]。提案者は峰村三雄（山梨）だった。この結果を全国教文部長会議の前に各単組に送り、今後の運動を考えてもらうたたき台にしたいというのが、峰村の趣旨であった。審議の際には、調査結果を送る際の「鑑」として、大西正道副委員長名で各単組の委員長に送付する通知文書（案）が添付され配布されていた[42]。そこには「記」として、以下のように書かれていた。

（１）自今署名運動は九月十五日現在報告されたそのままの態勢で進まれたい。

資料１：平和署名運動状況調査一覧表

別表	指示第５号　平和署名運動状況調査一覧表　　1250.９.15現在　（教育文化部）				
ブロック	県名	実施	否決	保留	
東北	北海道				
	青森				
	秋田	●			平和運動の理念を解明し困難なる状況なるも実施す
	岩手				
	山形			●	提案考慮中
	宮城			●	教育財政確立署名運動との関係上事務的に保留
6	福島		●		仝上、平和教育の実施
関東	栃木				
	茨城				
	群馬			●	実施状況、其の後保留　組合運動にマイナスの点多し
	埼玉		●		客観状勢上
	千葉			●	研究中　結論に至らず。
	東京				決ギとして決定せるも活発ならず。
	神奈川				
	山梨				
	長野				
10	静岡			●	一般情勢上
北陸	新潟		●		時期に非ず　ストックホルムアッピールを提案す
	富山				
	石川			●	朝鮮事変により、共産運動と誤解される。
4	福井				
東海	愛知				
	岐阜			●	情勢上留保とす。各分会に於いて平和研究会開催を決定実施。
3	三重				
近畿	滋賀		●		今後の教組運動に阻害すること多し
	京都			●	
	奈良				
	和歌山			●	客観状勢をみて
	大阪				
6	兵庫			●	慎重を要すとの結論上　目下保留中
中国	鳥取				
	岡山			●	情勢と県内の主体的条件により。
	島根		●		中部ブロック文化部長会ギにより否決　執行部承認
	広島		●		仝上
5	山口			●	実施と保留、差　僅かにて保留、尚今後研究を要す。
四国	香川				
	徳島				時期的に決定し得ず。（情勢分析上）
	愛媛				
4	高知	●			一部実施、全般的に行きなやみとなる
九州	福岡				
	佐賀				
	長崎			●	共産党運動と混淆せられる恐れあり斗争にマイナスを来す
	大分			●	執行部保留
	熊本				
	宮崎			●	組合員の輿論上
7	鹿児島			●	ユネスコ運動を行う故、情勢上、署名運動は保留。

［中執プリント26］『二五・九～二五・一一　プリント』1950年９月～11月、日教組所蔵

（２）今後の平和運動促進については、近き時季において文化部長会議を開催する予定につき、その際、中斗原案を提示し諮問の上追って指示する方法で御利用いただきたい。

（３）備考

最近各地においてストックホルムアッピールを或る種のグループにより促進され之が賛仝方依頼について、「之は先生方の平和署名運動と仝一であり之をとりまとめ英国『ロンドン』に送るのであると、」等の口述の下に行はれて居る傾向があるが、御承知の如き第十六回中央委員会はストックホルムアッピールを否決して居り日教組の先般の指示は何等の政策的意途に基くものでなかったことを申送り之との混仝により各県は無用の誤解を受けざる様念の

為申添えます。

審議がはじまると、中執の意見は二つに分かれた。一つには、この通知を出してさらに平和署名運動を続ける様に促すべきだという意見であり、「出すことに賛成である。積極的な打開策を入れて情勢を入れ、やって行けるようにしたい」（安井）、「郡では…（中略）…研究会をしようとしたら、弾圧が来た。それをいかにして打開して行くか」が問題なので、「情勢と積極的なことを出してもらいたい」（福島せい・山形）といったような意見であった。情勢分析と積極的な打開策とを通知に入れて、署名運動をもっと推進せよ、という意見であった。

もう一つの意見は、このままこれを公表しないほうがよいという意見だった。たとえば、「組合員の関心を〔にヵ〕答えていない」（今村彰・愛媛）、「今出すことはまづい」（峰村三雄・山梨）、「指示を行わないと絶対に困る時もあるので、…（中略）…出さない方がいい」（大原伴五・滋賀）、という意見があった。新たな通知が、困惑している組合員からの無用な反発を引き起こしかねないことを懸念した立場からの意見だった。

採決したところ、通知をする必要ないが「多数」となり、この件は、全国教文部長会議の席で報告することになった。しかしながら、結局、署名運動はその後具体的に広がることもなく、翌1951年１月の第18回中央委員会では、なぜ署名運動を指示したのかといった執行部への強い批判が出るという事態にさえなったのだった[43]。

第16回中央委員会の議論をふりかえるならば、平和運動の具体的な実践を強く求める中央委員が少なからずいた。その声に応えて中央執行委員会では、ストックホルム・アピールとは異なる「平和署名運動」を計画し、指示第五号を出した。しかしそれは失敗に終わった。

その背景には、総評の諸単産の青年部・婦人部が平和運動に前向きに取り組もうとしたのに対して、肝心の総評自体が消極的で動かなかった点があった。

８月12日に行われた総評幹事会では「当面の平和運動方針」が決定されたが、それは、「日本を再び軍国主義化せんとする新しいファシズムの抬頭」を批判しつつ、もう一方で、「国際共産主義勢力の一翼として北鮮軍の侵略を支持し之を有利ならしめるための宣伝や生産、輸送に対するサボタージュを行いつつあ」る共産党・全労連を批判するものであった。これら左右両極の動きを批判したうえで、「国際自由労連と固く提携して世界の労働者が国際平和を願い民主主義と自由を防衛するために一切の侵略戦争と好戦勢力に反対する意思を啓蒙宣伝し、局地的戦斗行為の進行によって現れてくる人権蹂躙、労働条件の低下を排除するために斗う」というのが総評幹事会の選んだ方向であった[44]。しかし、そこでは具体的な運動の方法について、それ以上ふみ込んだ案は提示されていなかった。

また、８月26日に行われた総評幹事会では、「平和運動の具体的方策案」として、「憲法の精神実践」や「世界の民主的労働者との提携」などが掲げられたものの、「ストックホルムアッピールと混同されるが如き署名運動・その他の運動は慎重に考慮する」というふうに打ち出されていた[45]。共産党系の運動との区別が紛らわしい署名運動などの活動は行うな、ということである。

では、署名運動以外の日教組の運動はどう

だったのか。８月２日の指示第五号に掲げられた三項目は、前述した「平和署名運動の展開」「平和祭の実施」「平和声明書の宣伝活用」だった。

「平和祭の実施」は、日教組青年部・婦人部が他団体と共催して実施された（当初実施予定日であった８月15日に平和祭は行われず、実施の許可が出た14日の夜に開催）。当日は収容300人の会場に入りきらない約千人が集まったから、かなりの盛り上がりになったようである[46]。

しかし、その盛り上がりは続かなかった。８月25日には、「官公労組青年部その他青年代表十数名が参集して討論した結果」、「平和祭実行委員会は解散する」ことが決定された。「平和運動は我々の日常の具体的な斗争と結びつけなければ発展はしない。賃上げ・首切り等の斗いこそ強力な平和運動ともなる、との意見は一致した」[47]と、総評の諸単産の青年部は平和に焦点を当てた特別な運動は行わないことになったのだった。

各単組レベルでの「平和祭の実施」は実際には困難が多かったのか、開催された報告は日教組にはほとんど残っていない。しかし、平和祭に併せて提案されていた作文コンクールだけは、かなりの広がりで実施されたようである。とは言うものの、それは平和を考える作文というよりも、通常の自由論題の作文コンクールになってしまっていた。

11月１日付の文書で入賞者93名の人名と作文題がわかるが、小学校六年生の部の一等から佳作までの作文の題を掲げると次のとおりである。

ちなみに、このとき中学二年の部で一等賞と文部大臣賞を取ったのが、『山びこ学校』（青銅社、一九五一年）に収録されることになった、江口江一の「母の死とその後」だった[48]。作文コンクールは平和運動というよりも日教組主催の教育振興活動というべきものだったといえる[49]。

一等　戦争がなかったら
二等　私の村の田植
二等　冬の箕虫の研究
三等　おかあ様
三等　けんか
三等　僕の妹――観察日記――
佳作　鶏
佳作　やけど
佳作　おとうふや
佳作　ひよ打ち
佳作　貯金
佳作　砂丘を越えて

また、「平和声明書」は、７月の中央委員会で決定されたものの、ほとんどその後、宣伝活用されることはなかったようである。

このように見てくると、指示第五号の中で特に最も惨めな結果に終わったのが、日教組の独自に開始した平和署名であった。各単組はそれぞれの言い分で、平和署名運動を実施することを拒否していた。『日教組十年史』が伝える「勢力を集中できず、行ったところでもかならずしも成果を収め得なかった」[50]とは、このように、こうした状況を指していたのだった。

おわりに

日教組は、1950年５月の琴平大会で平和運動の理念を掲げ、７月には平和声明を出し、その具体的な行動として、８月に指示第五号を出して、大規模な署名運動等の活動を広げ

ようとした。しかし、それは十分な展開を見せなかった。本報告では、その実態を明らかにしてきた。

ではなぜ、それが有効な運動として組織化されなかったのだろうか。

平和声明については、漠然とした声明内容となっただけに、組合の運動を方向づける具体性に欠けていた。中央執行委員会の議論の検討からは、最初の案（和田案）はかなり踏み込んだ情勢分析と具体的な運動の方向を示そうとしたものだったけれども、結局のところ、日教組の主張や要求の明確化を避ける案（東谷案）が中央委員会に提案され、決定された。朝鮮戦争開戦直後の時期の緊迫した状況の中で、曖昧なものしか出し得なかったということができよう。

「平和署名運動」の失敗に関しては、「平和を守る会」など共産党系の勢力が進めていた、ストックホルム・アピールに基づく署名運動と、日教組が指示した平和署名運動とが混同される状況にあった点が、大きく作用していた。この点は傘下労組の取り組みについて、総評幹事会でも危惧されていた。それゆえ、資料１の「共産党運動と混淆せられる恐れあり」（長崎）というふうに、誤解されて組織を攻撃されるおそれを避けようという思惑が単組の側にあったことが、署名運動の失敗の原因の一つだったといえるだろう。

また、この時期の日教組の平和運動は、他の単産に先駆けて、いち早く独自に取り組もうとしたものだったが、そうであったがゆえに、当時結成された総評の各単産との共闘を広げることができなかった。おそらくそれも、この時期の日教組の平和運動の失敗の原因だったといえるだろう。総評中央の青年部・婦人部の集まりも、８月14日の平和祭実施までは熱心に取り組んだものの、青年部を見る限り、その後は平和運動から手を引いて行った。肝心の総評幹事会は、具体的な運動の手段を示さなかった。そのような状況下では、各地方においても、各単組が他労組の支援を得ながら一緒に平和運動を進めて行くことは困難であった。地方の教職員組合では、孤立や狙い撃ちの弾圧を恐れて、単組や組合員の多くが取り組むのをためらうような状況があった。

すなわち日教組は1950年５月の琴平大会で「平和運動の展開」という方針を決めたものの、しばらくの間は理念を有効に実践に移すだけの行動力と状況を持ち得なかった。状況が変わるためには、朝鮮戦争の進展の中で講和問題への態度が動揺していった社会党や総評が、平和運動に舵を切ることが必要だった。組織内でも、平和運動への取り組みの意義に関する組合員たちの意識の変化が必要だった。これらの点に大きな変化が生じるのは、翌51年になってからであった。それについては別の機会に検討をしていきたい。

注

1）布村育子「初期日教組における平和運動の路線選択」『関東教育学会紀要』第44号、関東教育学会、2017年、25-36頁。

2）日本教職員組合編『日教組十年史』日本教職員組合、1958年、756-757頁。

3）同前、755、757頁。

4）新井恒易『日教組運動史』日本出版協同、1953年、247-248頁。

5）福永文夫『日本占領史1945-1952』中央公論新社、2014年、277頁。

6）清水慎三『戦後革新勢力――史的過程の分析――』青木書店、1966年、56-57頁。

7）福永前掲書、289-291頁。
8）日本社会党五〇年編纂史編纂委員会編『日本社会党史』社会民主党、1996年、171頁。
9）日本労働組合総評議会編『総評二〇年史　上』労働旬報社、1974年、342頁。
10）吉田ふみお「ストックホルム・アピール署名運動とその歴史的背景」広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論――1950年代を中心に』大月書店、2006年、114-133頁。
11）熊倉啓安『戦後平和運動史』大月書店、1959年、43頁。
12）吉田健二「占領後期の統一戦線運動――民主主義擁護同盟の結成と活動」五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の奔流――占領後期政治・社会運動史論1948-1950』大月書店、2006年、393頁。
13）日本労働組合総評議会編前掲書、356頁。
14）『第七回（定期）大会議事録』174～176頁、奥付なし、日教組所蔵、による。
15）声明書は「日教組大学高専部の平和決議」『教育新報』№12、1950年５月30日発行、教育新報社、３頁（復刻版『教師の友』別巻、桐書房、1988年所収）に収録されている。
16）６月９日・26日の議事記録は、［中執会議記録36］『昭二五･六　中執会議記録　日教組』1950年６月、日教組所蔵、に所収。７月４日・７日の議事記録は、［中執会議記録37］『昭二五・七　中執会議記録　日教組』1950年７月、日教組所蔵、に所収。角括弧内は整理記号の情報である（以下、同じ）。
17）1950年７月４日中央執行委員会、前掲［中執会議記録37］。
18）当時の共産党の朝鮮戦争に対する考え方は、社会運動資料刊行会編『日本共産党資料大成』黄土社書店、1951年を参照した。
19）1950年７月７日中央執行委員会、前掲［中執会議記録37］。
20）前掲『日本社会党史』、192頁。
21）同前、193頁。
22）ここで決定された声明の原案は、「５．平和声明書」『第十六回日教組中央委員会議案報告資料集』、日教組所蔵、に所収。
23）『第十六回中央委員会議事録』、日教組所蔵。
24）同前。
25）同前。
26）同前。
27）吉川勇一編『コンメンタール戦後50年④　反戦平和の思想と運動』社会評論社、1995年。
28）前掲［中執会議記録37］。
29）「平和運動促進上明らかにすべき事項」［未分類36］『昭和25年度印刷資料整　211-450』1950年２月～９月、日教組所蔵。
30）「案・平和擁護運動展開に関する件」前掲［未分類36］。
31）８月２日付の「婦人部速報」前掲［未分類36］には、婦人部が着手していた署名運動について次のように記されていた。婦人部の提案が署名運動の起点になっていたことが、あらためて確認できる。「平和署名運動を活発に!!／指示第五号（八月二日付）に平和運動展開の具体的方法が詳しく述べてあります。／七月七日の婦人部委員会の決定がこの指示の中に生かされてありますから、各県婦人部は日教組平和運動の推進力となって活発に運動を展開されんことを！」。
32）「日教組婦人部委員会報告」1950年７月17日、前掲［未分類36］。
33）「青年部情報　一九五〇・七・三一」1950年７月31日、前掲［未分類36］。
34）「指示第五号　平和運動展開に関する件」前掲［未分類36］。
35）［中執会議記録38］『昭二五・八　中執会議記録日教組』1950年８月、日教組所蔵。
36）同前。
37）「平和署名運動状況調査一覧表」［中執プリント26］『二五・九～二五・一一　プリント』1950年９月～11月、日教組所蔵。
38）新潟県教職員組合『新潟県教職員組合史第二巻』非売品、1958年、55－56頁。
39）［中執会議記録41］『二五・一一～一二　中執会議記録』1950年11月・12月、日教組所蔵。
40）実際この件は岡委員長から各単組委員長宛に「指示第十五号（教育財政確立のための請願に関する件）」として指示された（前掲［中執プリント26］に所収）。

41）［中執会議記録40］『一九五〇・一〇　中執会議記録』1950年10月、日教組所蔵。
42）「平和署名運動処理に関する通知（案）」前掲［中執プリント26］。
43）「経過報告に関する質疑」『第十八回中央委員会議事録』日教組所蔵。
44）日本労働組合総評議会「当面の平和運動方針」前掲［未分類36］。
45）「平和運動の具体的方策（案）」前掲［未分類36］。
46）「青年部情報No ６」1950年８月15日、前掲［未分類36］。
47）「青年部速報No ７」1950年８月31日、前掲［未分類36］。
48）「作文コンクール入選者について」前掲［中執プリント26］。
49）入選作品集はその後51年に出版された。教文部長土橋兵蔵の前書き「この本について」には「作文教育振興のために役立ててほしい」と書いてあり、平和運動に関しては一切触れていない（日本教職員組合･教科書研究協議会共編『文部省後援･日本教職員組合主催　全国作文コンクール入選作品集・中学１．２．３年』教育出版株式会社、1951年）。
50）日本教職員組合編前掲書、752頁。